

【中分区IM資料・新地区補助金の利用】

ロータリー財団「未来の夢計画」 授与と受諾の条件より

一般的な基準

ロータリー財団の新地区補助金とグローバル補助金は、地元地域社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものである。これら補助金を利用するすべてのプロジェクトと活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に関与すること。
5. 実施に先立って審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区のプロジェクトの経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることは認められ、奨励されているが、承認前に経費を支出することはできない。
7. ロータリー財団章典の第7.030節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針（the Conflict of Interest Policy for Grant Participants）」を遵守すること。

*一般的な基準に加え、補助金は、以下を目的とした使用に限り認められている。

1. インフラストラクチャー（トイレと衛生設備、連絡道路、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスと安全システム、水・灌漑システム、温室に限る）の建設。
2. 現在、人が居住または勤務しているか、あるいは長時間を過ごしている建物の改築、修理、改修。これには、新しい光熱設備の提供または既存の光熱設備の改善（例：電気、水道、暖房）、屋根の修理、既存の学校や病院の増築、エレベーター、浴室の改修が含まれる。

制約事項

RIプログラム（ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト）を支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付に充てることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
5. 募金活動。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
11. ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動。